[事案 2021-279] 新契約無効請求

· 令和 4 年 7 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年8月に契約した外貨建変額終身保険について、以下等の理由により、契約を無効と して既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人は、本契約のリスクおよびデメリットの説明を十分にしなかった。
- (2) 重要事項やリスク説明に関するビデオを視聴しておらず、募集行為が適切に行われていない。
- (3)保険料の送金を急かされたため、長男に相談することができなかった。
- (4) クーリング・オフについて、いつを起点として何日間有効であるかの説明がなく、クーリング・オフ期間が経過したことにより、解除することができなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約締結前交付書面や設計書等を使用して、本契約の説明をした。その際、クーリング・オフ、リスクやデメリット等の重要事項説明をしており、重要事項やリスク説明に関するビデオも申立人は視聴している。
- (2) 募集人は、クーリング・オフ期間に関する案内を行っており、書面を交付している。
- (3)募集人は、説明した積立利率で契約を成立させるためには、8月のうちに入金が必要であることを案内しただけであり、入金を急かした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別 事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。